

# 豊田市 農業委員会だより 第22号

令和5年3月1日発行

耕されている農地を、耕せるうちに、  
耕せる人につないでいく



令和4年度は農業委員会の仕事がより高度になり、農地利用最適化について様々な活動を行った1年でした。

# 特集 1

未来へ農地を伝える計画

「人・農地プラン」から

「地域計画」へ

人・農地プランの法定化の概要と、豊田市における「地域計画」策定に向けたスケジュール等についてご紹介します。

## 「人・農地プラン」の法定化

■農業経営基盤強化促進法が改正され、これまでの「人・農地プラン」が法律に位置付けられ「地域計画」に変わります。

全国的な高齢化や人口減少の進行により、農地が適正に利用されなくなる懸念が高まっていることから、農地が利用されやすくなるように、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっています。

そこで、従来の「人・農地プラン」に変わり、地域の将来の農業のあり方や農地利用の姿について定めた農地の

設計図として「地域計画」を法定化し、より実効性のあるものとして強化されました。

## 市内全域を対象に策定します

■法定化されることで、市内で農業上の利用が行われる区域については、令和7年3月末までに地域計画を策定することが必要となりました。法定化されても、地域の農業の未来の設計図という計画の趣旨は変わりありません。具体的には、①地域の農業を誰が担うのか（誰に農地を集積・集約化するのか）、②これからの地域の農業のあり方、などを計画として策定します。

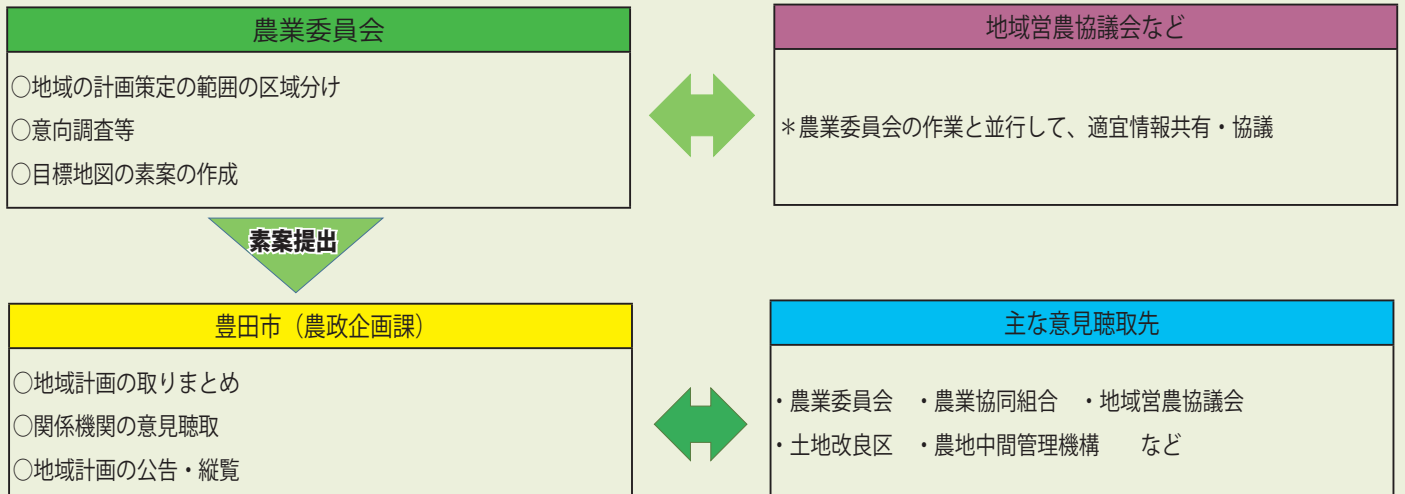
## 豊田市における地域計画策定方針

地域計画は豊田市（農政企画課）が作成する。農業委員会は、地域計画の前提となる目標地図の素案を作成する。（国の指針により、2年間（令和5年～令和7年3月末）で市内全域の計画策定を行います。）

### ■地域計画策定スケジュール

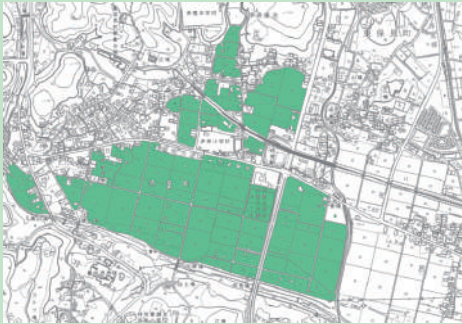
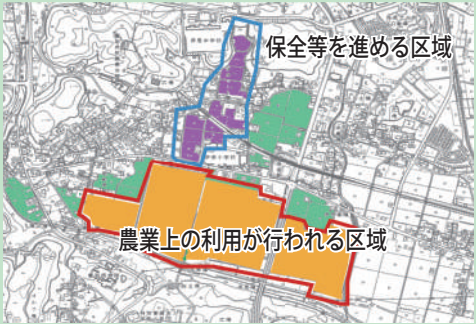
地域区分	R 4	R 5	R 6
先行的に取り組む地域	目標地図素案提出→	地域計画	
実質化した人・農地プランのある地域		目標地図素案提出→	地域計画
その他の地域			目標地図素案提出→ 地域計画

### ■地域計画策定の流れ

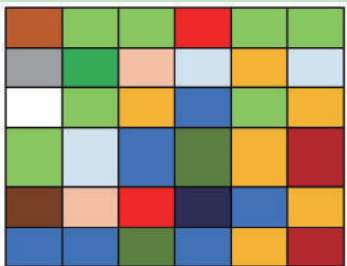
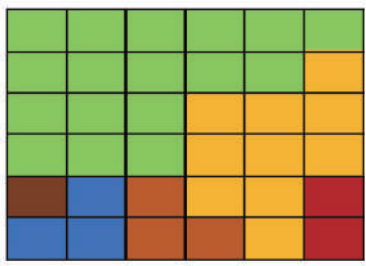


# 法定化によって変わる主な変更点

## ● (1) 計画の策定範囲

(旧) 人・農地プラン	(新) 地域計画
<p>人・農地プランの範囲内の全ての農地が対象となる。</p> <p>【この図はイメージ】</p>  <p>人・農地プランの範囲内全ての農地を入れた図</p>	<p>地域内で「農業上の利用が行われる区域」についてのみ、地域計画を策定する。</p> <p>【この図はイメージ】</p>  <p>農業上の利用が行われる区域</p> <p>保全等を進める区域</p> <p>農業上の利用が行われる区域については、将来の農地利用の姿を明確化した地域計画を定める。必要に応じて（任意）、保全等を進める区域を別に定めることもできる。</p>
<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、農業上の利用が引き続き行われる区域について、「地域計画」を策定する。その上で、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、必要に応じ農山漁村活性化法に基づき、保全等を進める区域（粗放的な利用等）として「活性化計画」を策定することができる。粗放的な利用とは、景観植物の栽培、鳥獣害緩衝帯、ビオトープの整備などが考えられる。</p>	

## ● (2) 目標地図の作成

(旧) 人・農地プラン	(新) 地域計画
<p>アンケートをもとに作成した現在の農地利用の状況を示した地図を基に集落で話し合い</p>  <p>【現在の農地利用の状況を示した地図】</p>	<p>目標とする農地利用の姿を示した地図を作成する（農業委員会が地図の素案を作成）</p>  <p>【目標とする農地利用の姿を示した地図】</p>

## ● (3) 農地の集積・集約化（利用権設定）

現行	改正後
<p>相貸と転貸の2つの利用権設定がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相貸：個人間の貸借</li> <li>転貸：農地中間管理機構を通じた貸借</li> </ul>	<p>農地中間管理機構を通じた転貸の利用権設定に統一される（地域計画が策定された地区から順次切替）</p>

## ● (4) 担い手の確保・育成（支援制度）

現行	改正後
<p>実質化した人・農地プランの中心経営体に位置付けられていることが支援の要件となっている制度がある</p> <p>※その他の要件によって支援制度の要件を満たすことができる場合もある</p>	<p>まだ個別の制度の詳細は示されていないものの、目標地図に農地の担い手として位置付けられることが、支援の要件としてさらに紐づけられていくことが予想される</p>

将来の農地状況を示す地図

地域計画が目で見えて分かる

## 目標地図

地域計画とセットで作成されるのが目標地図です。農業委員会は、この地図の基となる目標地図の素案を作成します。目標地図素案作成の概要をご紹介します。

### 担い手が利用する農地を担い手ごとに図示した地図

共有できるように、文字ではなく地図に示し「見える化」したものです。将来目指すべき農地利用の設計図と言えます。

■ 目標地図とは、地域で農業を担う者ごとに、生産性や営農効率の向上を踏まえて、おおよそ10年後を目標に利用する農地を特定して地図上に色を付けて示したものです。

将来に渡って安定的な農業経営を行うっていくためには、具体的にどのような農地利用がされていけば良いのかを示す目標地図素案を作成します。話し合い等で、農業者や関係者が地域で

### 守るべき農地をどのように示していくかが重要

■ 高齢化や人口減少が進み、農業者の減少、遊休農地の増加が懸念される中、全ての農地を守り続けることは困難です。農地の形状や一回性、環境等の条件に基づいて、守るべき農地を取捨選択していくことが重要になります。


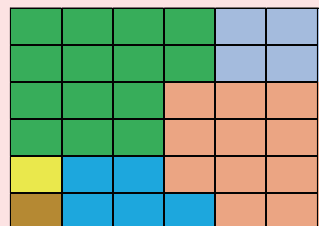
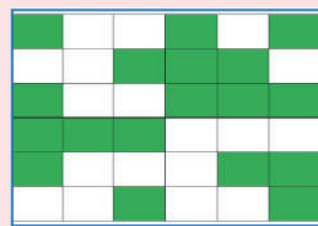
## 農業委員会における目標地図素案の作成方針

農業委員会の農地利用最適化推進委員・農業委員が連携して、受持ち担当地区や人・農地プランの地域毎に目標地図素案を作成します。地域計画の目標地図成案化のため法定作成期間より、前倒して目標地図素案作成を行います。

### ■ 目標地図素案作成スケジュール

地域区分	R 4	R 5	R 6
先行的に取り組む地域		素案作成 → 豊田市へ提出	
実質化した人・農地プランのある地域		素案作成 → 豊田市へ提出	
その他の地域		素案作成 → 豊田市へ提出	

### ■ 目標地図素案作成の流れ

現状農地の分析	検討・情報共有	作成する目標地図素案のタイプ		素案提出
 <p>農業委員会で毎年実施している農地利用状況調査や以前の意向調査等を参考にして素案を作成</p>	<p>市内6地区の地区農業委員会で検討</p> <p>各地区営農協議会と情報共有</p> <p>担い手等個別協議</p>	<p>将来の担い手が地域内にいる場合</p>  <p>ほぼ完成された目標地図素案</p> <p>必要に応じて農業者や農地所有者への意向調査</p>	<p>担い手不在の地域</p>  <p>将来耕作可能な農地を示した粗々の図</p>	<p>農業委員会総会で決定</p> <p>豊田市へ素案提出</p>

# 推進委員が目標地図素案作成に着手

## ●稲武地区



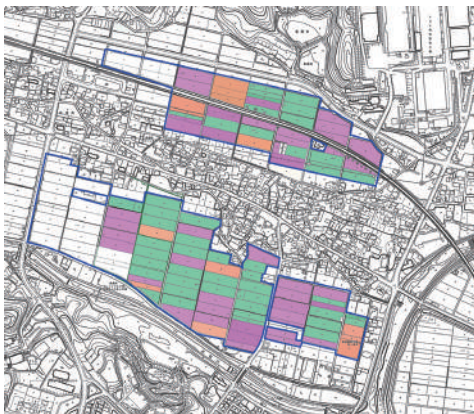
川手町  
大島年春 推進委員

## 率先して目標地図素案作成 地図作成の課題が明らかに

■稲武・旭・小原地区農業委員会では守るべき農地の見える化に以前から取り組んでいました。制度化された目標地図作成には好都合でした。稲武地区大野瀬町は山間地で農地が点在する地域ですが、自治区の農地を守ろうという意識は高く、



▲地図は、まず現地確認をして、地域の人に確認しながら範囲決めや色塗りをします。



▲目標地図素案は、担い手別に将来にわたり効率的な農地利用ができる場所を図示します。

## ●保見地区

## 保見地域営農協議会で 目標地図の草案を紹介

■保見地区は平野部に区分されますが、中山間地に近い農業地域です。担い手は少数で、すでに6割以上が担い手に集積・



▲12月19日、保見町公民館で開催された保見地域営農協議会で、地域計画の説明や目標地図素案についての情報提供を行いました。

全農地が一つの担い手に集約されています。この地区の担当推進委員の大島年春さんは模範として真つ先に目標地図素案作成に取り組みました。大島さんの活動で、記入地図の準備方法、手書きの色塗り方法、現地と地図の区画情報の確認方法等多くの課題点が明らかになりました。大島さんの活動がお手本となりました。

集約化されつつあります。推進委員の渡邊秀己さん、篠田譲さんはいち早く地域の目標地図素案作成に着手しました。今までの農地情報の分析や現地調査、担い手への意向調査などにより目標地図素案の手始めとなる地図を作成しました。同時に、各集落の担い手や区長等関係者とも個別に協議をしました。この中では多くの意見が寄せられました。

■12月の保見地域営農協議会の開催に合わせ、推進委員が地図をスライドで上映し、各地区の目標地図素案の草案を説明、参加者の確認を受け、今後さらに内容を深めていく旨説明しました。

## ●旭地区



大坪町  
鈴木順三 推進委員

## 地域の会合で地域計画や 目標地図素案を啓発

■敷島地区では、敷島自治区農地保全プロジェクト会議や自治区総務会などで将来の農地をどう守り活かしていくかの協議が進んでいます。会合の中で推進委員の鈴木順三さんは積極的に地域計画や目標地図素案について、区民への啓発に努めています。また、令和5年度より、地区に「農地保全相談窓口」開設の計画があり、農地保全の相談係を担当しつつ、農地利用最適化を進める予定です。



▲12月10日、敷島会館で開かれた敷島自治区総務会で、今後目標地図素案を作成していくことを紹介しました。

企業と農業の関係を考える② 太啓建設株式会社の事例

# 建設会社として 本格的な農業参入



▲令和4年12月に新規増設した2号棟温室。オープン直後、農業委員会と足助地区大多賀町自治会の皆さん、NPO関係の皆さんで新規開設した温室の見学をさせていただきました。高度なイチゴ栽培技術とそのイチゴの味の素晴らしさに感心しました。

柱の面積を転用するだけの  
営農型太陽光発電から発足

■太啓建設株式会社は平成20年ごろから、水稲栽培を行っていました。これは自社系列が経営するレストランのお米の供給のため、役員が所有する農地で社員が水稲栽培をしていたものです。しかし、企業の農業参入緩和の気運もあり、平成30年に会社として本格的に参入、水田約3千㎡の中に営農型太陽光発電施設の導入を行いました。ハードルは結構高く、収穫量は通例の8割を下回らないこと等が義務付けられています。農業委員会が毎年確認を行うこととなっています。投資額の大きさからも、農業参入への真剣さが当初から伺えます。

## 隣接農地にイチゴ栽培用 温室を新設

■そして、同時に本格的に農業に参入するため農地所有適格法人としての「TAKIファーム」の設立も行いました。太啓建設のグループ会社です。農業大学校卒の社員2名を雇用し、将来自前での農業経営ができる体制づくりを目指しました。温室は、需要が見込まれるイチゴ栽培を行いました。また、あいち豊田農協と、社員の実務研修から出荷体制まで連携して、既存の農業団体との共存を図っています。現在もイチゴ苗の入手と生産販売は農協を通じて行っています。ただ、生産物の販売収入だけでは、投資額の回収は難しい状況です。

## 推進委員・農業委員 活動紹介



### 若林東町狸山地区で ほ場整備事業の説明会

■豊田土地改良区の主導で、狸山地区の農地中間管理機構関連農地整備事業が進んでいます。高岡地区農業委員会の念願でもあった事業で、この日の事業計画の説明を熱い気持ちで見守りました。



▲11月20日、若林交流館で開催。原田好則推進委員、安田幸市前推進委員が来賓として参加されました。

### 大多賀で「多者協働」の 活動に、委員も参加

■中山間地域では多様な組織の協働が必要で、大多賀町では、自治会、農業委員会、日本福祉協議機構、三河の山里コミュニティパワーの4者で、地域課題解決に取組んでいます。遊休農地活用など多くの試行と実践活動を行っています。



## イチゴ栽培の秘訣

●イチゴの温室水耕栽培は先端農業のイメージがあります。実際、AIテクノロジーを利用した設備が導入され、植物工場並みの最新管理技術が駆使されています。但し、AIは万能ではなく、人間によるイチゴ栽培の経験とカンが必要で、匠とAIのコラボによる管理をうまく機能させるのが秘訣とのことです。

●温室でのイチゴ栽培は、病気・害虫・肥料・光・温度など高度な対策が工夫されています。しかし、安定した収量、品質を確保していくためには病害虫の発生を徹底管理し、良質なイチゴ苗から育てる必要があるとのことです。育苗施設からの総合的管理体制を目指します。



▲令和元年、浄水町に太啓建設が最初に手がけた営農型太陽光発電施設と温室。当初は発電施設下での水稲栽培をしていました。令和4年度には、ブルーベリー栽培に切り替わりました。



▲令和3年、御船町に観光農園「ストロベリーパークみふね」をスタートさせました。写真右側の温室は、令和4年12月に増設した温室。（写真上・下：太啓建設提供）

## イチゴの観光農園を企画 経営条件に適した御船町へ

■実は太啓建設にとって浄水町での太陽光発電やイチゴ栽培は農業経営の実証を体得することにあったようです。農業は理論だけではいけません。企業として農業経営を成功させるための深遠な戦略があったのです。自社所有の土地がたまたま御船町にあり、交通便利性などを活かした観光農園経営に乗り出す礎とすることができたのです。「ストロベリーパークみふね」として令和3年1月に開園しました。現在の温室面積は約7千5百㎡で、経営はTAKIファームが行っています。外部からの観光客の誘致や地元雇用に貢献しています。また、大量のイチゴ生産が、地域の農産物市場へ悪影響を与えることもありません。

## 企業にとって農業参入は どう位置づけられるか

■農業に参入した企業としては当然利益を求めながら経営を行います。しかし、その経営の中には、地域の雇用拡大、遊休農地の活用、障がいのある人の雇用、6次産業の創出、農業体験の場提供など、企業としての社会貢献を果たす機能もあります。企業として農業生産の効率化を目指す中で、本来の農家だけでは担いきれなくなった農業を、違う角度から担っていく存在として期待が高まっています。



▲加納一範推進委員、伊藤政和・杉田雅子農業委員は常時会議に参加し、農地利用最適化について助言しています。

## 小麦が無理なら 大豆の収穫に挑戦

■農業委員会では足助地区大多賀町に日東醸造の仕込み蔵があることから、遊休農地を利用した小麦の栽培に取り組んできました。5年間程栽培を工夫しましたがうまくいきませんでした。令和4年度は大豆の栽培に挑戦しました。無肥料、無農薬でしたが、まずまずの収穫でした。



▲12月8日、足助地区の農業委員、推進委員等10名が協力して作業をしました。4時間ほどかかりました。

農業委員会 **会長 雑記**

■今や「Q & A」も必須の指針

農業委員会の「委員会」という語感から話し合い、協議の組織のように思われる。しかし、実態は法令の厳格な運用組織である。法律、政省令、規則、通達等による。また、現場では法令に書かれてない、要綱やガイドラインが委員会内部の運用指針として重要になる。さらに、最近では「Q & A」のような形で、微妙な運用指針を示唆される。これは、「農地利用最適化」というような、尺度が明確でない農業委員会の業務を進めるため必須になっているからである。

■模索状態の目標地図素案作成

令和5～6年度にかけては、将来の農地の設計図である目標地図素案作成が重要な仕事となる。着手し始めたばかりだが、国の法令・要綱やQ & Aだけでは解決できない課題が沢山見えてきた。このような仕事は過去に無く、模索状態が続くであろう。苦労はあるが、目標地図という理解しやすい方法を用いることで、農地利用最適化を促進させ、優良農地を守りたい。制度改革で生まれ変わった農業委員会としての真価を示す仕事になる。

農業委員会会長 横籾 鈞 1月6日/記

農業委員・推進委員の募集を行いました

■農業関係地域団体等へのご案内及び令和5年2月の豊田市広報により、令和5年7月以降の新農業委員と推進委員の公募を行いました。新委員の紹介は、現委員の任期終了後、紹介をさせていただきます。

非農地通知を発送しています

■令和4年度の再生困難農地（山林化農地等）調査を終了しました。現在、再生困難農地と判定した農地所有者の方に、非農地通知書を発送しています。



▲講師の説明を、隣どうし教えあひながらの研修をしました。タブレットは農水省の規格によるものです。

令和4年9月30日、市役所で推進委員の推進委員タブレット操作研修会



タブレット操作研修を行いました。全推進委員にタブレットが貸与されたので、一刻も早く業務に使用できるようにするための研修でした。農地ナビの検索など、2時間の研修時間では覚えきれない内容もあり、悪戦苦闘された推進委員もみえました。



▲全国から約1,000人の会長代表者が参加。愛知県からは7人が参加、3年ぶりの開催でした。

全国農業委員会会長代表者集会への参加

■令和4年12月1日、東京都の銀座プロックス中央会館で開催された集会に参加しました。集会では政策要望の決議と先進事例農業委員会の事例発表が行われました。地元国会議員への陳情も行われました。

農業者年金紹介コーナー

**知って得する 農業者年金**

農業者の方は、国民年金の上乗せの「終身年金」に加入して安心できる年金を受けられます！

ポイント1 農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

ポイント2 一定の条件を満たす方には、月額最大1万円の保険料の国庫補助

ポイント3 保険料は全額社会保険料控除の対象など、生涯を通じて大きな節税効果！

詳しくは「農業者年金」をご覧ください。 <https://www.nounen.go.jp>

農業委員会総会 審議概要紹介



■農業委員会では、毎月開催の農業委員会総会において転用案件等を審議します。令和4年4月から12月までの調整区域内転用件数は、第4条（地主が農地以外に利用）が18件で、面積は約3万7千㎡、第5条（地主以外が農地以外に利用）が172件で、面積は約20万㎡でした。届出制の、市街化区域内転用は、第4条が65件、約6万5千㎡、第5条が160件、約23万3千㎡でした。また、農地等を農地として売買や貸し借りする第3条の件数は、68件で、面積は約8万9千㎡でした。その他、生産緑地の主たる従事者証明5件や相続税の納税猶予に関する適格者証明13件等を審議しました。

■また、同年4月から12月までの農用地利用集積計画の決定は、約54万㎡でした。内、中間管理機構への決定は、約11万9千㎡でした。

編集後記

■今回の特集記事のとおり、法改正により人・農地プランの見直しが行われました。農地の課題解決に向け、いよいよ国が本気になったように感じます。農業委員会でも早速、委員さんが目標地図の素案作成に取り掛かっています。一筋縄には行かないようですが、農業を担う人にとって希望に満ちた地図になるようにと奮闘する委員さんを見て、精いっぱいサポートしていこうと気を引き締め直した今日この頃です。

（事務局 山岡雅史）